

秦野市議会議員 各位

執行部職員との事務調整等における対応について（要請）

令和4年11月1日付けで市長から議長に対し「一般質問等への対応について」、執行部職員が身体的・精神的に過重な負担を感じることがないように配慮を求める依頼がありました。

この依頼を受け、秦野市議会議員政治倫理規程第3条に抵触する疑いがあるとして、議員の特定と事実関係の調査について同規程第4条に基づく請求書が提出され、令和5年1月13日に政治倫理審査会を設置し、調査及び審査を付託しました。

審査会は、執行部に対し調査への協力を求め、執行部職員が過重な負担と感じた事例の資料を基に対象議員を特定し審査を行った結果、「双方の主張が相違していること及び事実確認が困難であった」との報告がありました。

この報告を受け議長において対象議員に対する措置は行わないこととしました。

しかしながら、全ての議員は、執行部職員が過重な負担と捉えた、市長からの依頼「一般質問等への対応について」の3項目を認識するとともに、今後、執行部職員との対応においては、令和5年2月16日に受講したハラスメント防止研修の内容を常に認識し、対等な立場で適切な意見交換、調整等に努め、高い倫理観を持って議員としての品位を保持するよう努めてください。

なお、対象議員の氏名及び執行部から提出された資料等は、個人情報に該当するため公表しません。

令和5年4月19日

秦野市議会議長 小菅基

